

第十三回国会 衆議院 通商産業委員会・運輸委員会連合審査会議録第五号

昭和二十七年五月三十日(金曜日) 午前十時三十七分開議

出席委員

通商産業委員会

- 委員長 中村 純一君
- 理事 高木吉之助君 理事 多武良哲三君
- 理事 中村 幸八君 理事 山手 満男君
- 小金 義昭君 加藤 録造君

運輸委員会

- 委員長 岡村利右衛門君
- 理事 黒澤富次郎君
- 岡田 五郎君 尾崎 末吉君
- 玉置 信一君 坪内 八郎君
- 江崎 一治君

出席政府委員

- 通商産業政務次官 本間 俊一君
- 通商産業事務官(官機務局長) 佐枝 新一君
- 運輸政務次官 佐々木秀世君
- 航空庁長官 大庭 哲夫君

委員外の出席者

- 通商産業専門員 谷崎 明君
- 通商産業専門員 越田 清七君
- 運輸専門員 岩村 勝君
- 運輸専門員 堤 正威君

本日の会議に付した事件

- 航空法案(内閣提出第一七九号)
- 航空機製造法案(内閣提出第二二六号)

○岡村委員長 これより通商産業委員会、運輸委員会連合審査会を開会いたします。

航空法案及び航空機製造法案を一括議題とし、質疑を続けます。質疑の通

告がありますので、順次これを許します。玉置信一君。

○玉置(信)委員 私は通産大臣代理本間政務次官にお伺いいたします。私も航空法案を審議する際に、所管大臣であります村上運輸大臣、また政府委員であります航空庁長官に、航空法案第三十七條の航空路の指定に關して質問いたしました際に、現在まだどうい

う航空路を指定するかということもきまつていない、こういうような話でありました。そこで、航空路が指定されないで、ある期間推移するということになりますと、法律上は航空機事業が始まりました。実際の業務にはとりかかれぬのじやないか、かような考

リコプターでありますとか、あるいは部品の製造でありますとか、そういう方面から飛行機の事業に入つて参りた

いというふうな機運も非常に濃厚でございます。その中で、ぜひとも制度の上では早く確立をしておきたい、こういう考えを私も持つておるわけであり

○玉置(信)委員 そなたいたしますと、政務次官のお説の通りこうした製造事業はある一定期間の準備を要すること

白な期間ができないとも限らないと思

○本間政府委員 實際の問題といたしまして御指摘のような事情もあろうかと思

○玉置(信)委員 一般企業の場合にお

いては、ただいまの政務次官の御答弁

の趣旨はまったくその通りであらうと思

○玉置(信)委員 一般企業の場合にお



たのでありますが、前段申し上げましたように、私はどちらにもとらわれておりませんが、どうしてもこれを一元化する必要があるかと思つたのであります。これに對して本閣通産政務次官、また幸いに運輸省からは佐々木政務次官が出ておられますので、どうか腹を割つた気持ちでかけ引きのない、率直な御意見をこの際承つておきたいと思つたのであります。

○本閣政府委員 当委員会においてたびたび私の考えを披瀝しておられるわけですが、先ほども申し上げたように、日本の飛行機工業が主として外国で使います飛行機の組立てであるいはそのエンジンというふうなもの製造から芽ばえて参りますか、あるいはまた部品製造というふうなところからだんだん発達して参りますか、それはいろいろ異なる見方があるかと思つたので、私どもの考えから申しますと、航空機工業は日進月歩のものでございまして、空白の時代がありましたため、ただいまのところは、技術の上においても非常な隔たりがあるわけでありませぬ。しかも御承知のように、従来飛行機をつつておりました日本の工場が、終戦後賠償指定を受けましたり、それぞれたまた機械工業の方面に轉換をいたしておられますが、その轉換をいたしたつてきまして、いろいろと相談を受けまして、できるだけの助力をいたしまして今日来ておられるわけでありませぬ。従つて通産省が航空機工業の生産を担当いたしますのが日本の実情においては、今後の航空機工業の発達のためによきかろう、私どもはこういう確信を持ちまして生産は通産省が担当するこ

とがよからう、こういう考えのもとに

立つておりますことは、たび／＼申し上げたわけでありませぬ。従いまして運輸は運輸省が担当せられるわけでありませぬが、生産は通産省が担当いたしますので、できるならばそこに生産関係は一元化したいという年来の主張を私どもは持つておつたわけでございますけれども、そこがあまり紛淆さえないければ、將來、製造いたしました事業界にそれらめんどろな紛擾の種を残すようなことはなからうと思つたのであります。要するに、日本の航空機工業の技術あるいは航空機工業が産産をいたしたつてきまして、もつばら生産の面が主体になるわけでありませぬから、そこが二元あるいは三元にならない限りは、日本の航空機工業の発達の上には障害にはならぬ。こういうふうな考へておられます。前に申し上げましたように、非常にたくさん部分品から成つておられるわけでありませぬから、それらの工場の素材関係もただいまのところは広く通産省が担当してございませぬから、ここが生産の責任を持ちまして担当して参るといふことになれば、相当のひまはかかるかと思つたので、一、二番日本の実情に合つた航空機工業が産産をして来る。こういうふうな確信をいたしておられるわけでありませぬ。

○佐々木(秀)政府委員 お答え申し上げます。今回の航空法案並びに航空機製造法案は、今日までいろいろ紆余曲折を経て提案されましたことは、玉置委員御承知の通りであります。運輸省の考へ方といたしましては、当初より製造、検査、耐空証明、これは一貫したものでなければならぬという考へ方においては、今なおかわつておられないのであります。しかしながらいろいろ

今日までの過程において、現状のよきな法案となつて出たのであります。が、われ／＼といたしましては、先ほど玉置委員の仰せられた通り、決して各省におけるな張り争ひではなくして、航空機の絶対的安全性をはかるという意味合いから、検査耐空証明等は、いわゆる航空運航をつかさどるものが一本の責任において行つべきが至当であるという考へを持つておりました。その点につきましては、過日も申し上げましたが、現在もその考へはかえておりませぬ。

○玉置(信)委員 両政務次官の御意見を一応伺ひたいと思つたが、何しろ四月二十六日の閣議決定でございませぬのでありますから、どちらの御意見もそれ／＼の立場において一貫した信念の上に立つておられることはよくわかつておられますが、今申しましたように、裁定に基いてこれを運行政となればならぬという行政上の建前をとらなければならぬとなつたわけでありませぬ。もしもそういうことになつたならば、これはまたやむを得ないことではありませぬ、またしばしば答弁がありましたように、両行政当局が責任をもつて緊密な連絡のもとに行政をつかさどるということになれば、その間違ひもなからうと思つたのであります。しかし繰返してこの際強く申し上げておきたいことは、これは何といつても政府は行政改革の上の黒星であらうと思つた。忌憚なく批評してさういふ私は申し上げたい。何も両方からの意見があつたからといつて、裁定をして、まあ／＼といつてけんか両成敗的な、こつた総清を来すような複雑化をたどるような行政機構に改むべきでないことは、だれしも

異論のないところであると思つた。行政の簡素化をはかり、国の財政支出を節約して國民負担を軽減しようという大きな行政改革のねらいが、まつたく逆転する結果を現はしていると思つた。これはまた政府関係当局の方々も、私はよく御了承になつておられることであらうと思つた。かかる複雑な、しかも將來行政の面において非常な運算を来しはせぬかという憂いのある行政機構といふものは、早い機会に是正していただきたい。幸い本閣政府委員、佐々木政務次官は、御所非常に仲のよいお立場でありますので、將來これがぜひとも一元化できるように両政務次官の政治力によつて推進されんことを希望いたします。

○本閣政府委員 先ほどの問題にもよつと関連してお答えをいたしておきたいと思つた。飛行機を製造する製造業者と、運航する事業者とはおのずから違つたわけでありませぬ、そのところが二元あるいは三元の行政になりませぬ。非常に迷惑かと思つたが、その限界は事実上わかれておられるわけでありませぬから、御心配の上うなめんどろなことはないと考へます。

○玉置(信)委員 たいま勢頭本閣政府次官から、飛行機運航行政と製造行政の面はわかれて、これが二元的、三元的になつても何も心配はない、こ

次いで、もう二つばかりお尋ねいたしておきたいことは、先般通産委員の加藤さんでありましたか、そのお話に上りますと、ジュラルミンその他の特殊合金などの資材の方が、実は製造過程において重要であつて、機械製作の面、組立ての面に行けば、その心配ないのじやないかというふうな意見を吐かれておりました。私はこれはまつたく逆じやないかと思つた。科学的に検査をする場合、素材の検査と組立ての検査においてどちらが一体たやすいかといふことは、これも論議の余地がないと思つたのであります。これはきわめて簡単なようでありませぬが、安全性確保の面から見ると、こつた組立てに至るまでの基礎的な工業面については非常に大事なところであらうと思つたのであります。この点本閣政府次官にお伺ひいたしてみたいと思つた。

○本閣政府委員 先ほどの問題にもよつと関連してお答えをいたしておきたいと思つた。飛行機を製造する製造業者と、運航する事業者とはおのずから違つたわけでありませぬ、そのところが二元あるいは三元の行政になりませぬ。非常に迷惑かと思つたが、その限界は事実上わかれておられるわけでありませぬから、御心配の上うなめんどろなことはないと考へます。

○玉置(信)委員 たいま勢頭本閣政府次官から、飛行機運航行政と製造行政の面はわかれて、これが二元的、三元的になつても何も心配はない、こ

今後相当なウエイトを持つて努力して参らなければならぬと思つたので、その素材工業を産産させるためにどういふ具体的な検査方法をとるかといふことも、もちろん一つの課題ではあらうかと思つたが、日本の機械工業の現状にかんがみまして、日本の素材工業はうんと力を入れてやつて参らないと、日本の機械工業全般のレベルが上らぬのじやないかという考へを持つておられます。

○玉置(信)委員 たいま勢頭本閣政府次官から、飛行機運航行政と製造行政の面はわかれて、これが二元的、三元的になつても何も心配はない、こ

これはしばしば、政務次官の御答弁を承る  
と、きわめて信念的なお考えであるの  
で、政務次官のお答えはお答えとして  
一応了承いたします。そこは見解の相  
違ひがありますが、特に私ども国会にお  
いてこの法案を審査し、通過させた後  
における将来における問題として心配  
し、また非常な責任を痛感するわけで  
あります。この二元的な行政機構改  
革によつて、将来いろいろな事故が發  
生した場合に、一体いずれの方面にそ  
の責任があるか。これを一元的に行つ  
ていけばこうした過ちがなかつたじや  
ないかということが、かりに起つたと  
すれば、私ども今日の段階において、  
国会で審議をするわれ／＼議員の職責  
として将来の責任を非常に痛感いたし  
ておりますがゆゑに、今日まで慎重の  
上にも慎重を期してこの法案の審議に  
當つておることを、本間政務次官にと  
くと御了承を願ひたいと思つてわけであ  
ります。この二元的な行政面におい  
て、將來必ず運輸大臣、通産大臣の責  
任の分際、あるいは行政事務に當る末  
端の役人たちの面においても、責任転  
嫁の問題が起りはせぬかということ  
を、私は非常に憂へるわけでありま  
す。こうした点から私は先ほど来強く  
申し上げておるのであります。この一  
兩日前にもそういう事故が発生いたし  
ました。これはアメリカ機でありませ  
んが、民家によつて代將が死亡して  
おるといふこともありますので、こう  
したようなこと、あるいはよく星号の  
遭難の惨事等をいろいろと分析して考  
慮してみるときにおいて、どうしても  
こうした事業は一元的にして責任の分  
野を明らかにして行政の上に運算な  
らしめていただきたいと思つてあり

ます。その基本をなすものは言ひま  
もなくこの法案であろうと思つて  
ゆゑに、重ねてこの点に言及する  
あります。將來は通産省に置くとも  
運輸省に置くとも、総理府の外局と  
して置くとも、いずれのところにあ  
ろうとも、航空事業は一貫して一つ  
のところに収めるといふことを、政府特  
に政務次官諸公にお願いをいたしまし  
て、一応私の質問を打ち切らして  
きたいと思つております。

○岡村委員 加藤録造君。  
○加藤(録)委員 私は前回の連合審査  
委員会におきまして、運輸大臣に主と  
してお伺いしましたが、時間の關係で  
十分伺えなかつた点がありますので、  
それらの点につきまして、多少補足的  
に質問をいたしたいと思つて  
委員長、きようは運輸大臣は見えま  
せんか。

○岡村委員 今閣議へ行つておるそ  
うです。

○加藤(録)委員 それでは航空庁長官  
にお伺いいたします。先ほどもちよつ  
とこの点に触れられておつたよう  
でございますが、せんだつて私の質問に  
対しまして、運輸大臣の説明によりま  
すと、運輸省が行う安全性の検査  
は、素材については納入検査のみであ  
つて、その素材の製造過程については  
行わないといふことでありました。そ  
れでは、個々の部品であるとか、また  
その部品の結合物であるところの完成  
品、もしくは航空機の部品ではある  
が、それ自体は一つのまとまつたもの  
でありまする構成部品といふようなも  
のたゞは計器類であるとか、プロペ  
ラといふようなものについては、どう  
いうふうにせられるのか、その点をは

つきりお答え願ひたいと思つて  
○大庭政府委員 お答えいたします。  
四月二十六日の閣議の決定によります  
と、素材、部品にまで及んで検査され  
るわけでありまして、通日大臣が御説  
明申しましたのは、單なる一つの例を  
取上げて申した範囲だと存じておりま  
すので、当然部品、素材につきましては三  
項、四項が実施されることになると思  
います。

○加藤(録)委員 素材、部品について  
も製造過程について検査をする、こう  
いうことでございますが、過日御答弁  
になりましたのは、單純性とか複雑性  
とかいふふうな區別になりました。そ  
れでは部品といふものが複雑性の範疇  
に属するものであつて、素材といふも  
のが單純性といふふうなものである  
か。そういうふうな点について、もう  
少し具体的に、この前御答弁になりま  
したこととこの点で一致しておるかど  
うか、お答えを願ひたいと思つて  
○大庭政府委員 その複雑性、單純性  
となりまして、御承知のように、航空  
機を組み立てる部品は何万個にも及ぶ  
わけでありまして、個々について御説  
明しない、また具体的にものについ  
て御説明しないと十分おわかりになら  
ないのではないかと私は考へておるの  
であります。さう御承知願ひたいと思  
つて、さう御承知願ひたいと思つて  
○加藤(録)委員 そうしますと、航空機  
の製造過程におきましては、實際には  
素材以外はずべて部品であります。從  
つて素材以外の部品及びそれ以後の段  
階が一切含まれておるといふふうな解  
釈してよろしゅうございませうか。

○大庭政府委員 過日の四月二十一日の  
閣議の決定事項としましては、素材、  
部品にまで及ぶといふふうな承知いた  
しては、さう御承知願ひたいと思つて  
○加藤(録)委員 閣議決定が部品にま  
で及ぶといふ御説明でございますが、  
それではその点ほどの條項を適用にな  
りますか。

○大庭政府委員 当然三項、四項で  
ございませう。

○加藤(録)委員 航空法案の第十條の  
三項、四項といふこととありますが、  
この六項にわたつておられます航空  
機の製造過程とは、当該航空機の製造  
を行う工場における製造過程といふ  
ふうになつております。「当該航空機」  
といふふうな明らかなに個々の航空機で  
あるといふ意味の言葉が使われている  
わけでありませう。個々の航空機の製造  
という意味は、はたしてその航空機を  
構成する部品あるいはその他の部品に  
類するものとは明らかに區別できると  
思つておられると思いますが、その点はどう  
いうふうな解釈になりますか。

○大庭政府委員 お答えいたします。  
本例につきましては、「航空機の製造  
を行う工場の従業員であつて政令で定  
めるもの又は通商産業大臣が運輸大臣  
に協議して指定する通商産業省の職員  
に行わせるものとする」といふこと  
ありまして、この工場がどの工場に當  
るかといふことにつきましては、その  
航空機のできる過程におきまして、  
各工場の工場であればその工場、組立  
工場であればその工場、また素材工場  
であればその工場といふふうな當つて  
行くわけでありませう。

○加藤(録)委員 先ほど閣議決定が部  
品にまで及ぶといふ御説明でしたが、  
私はその簡單な説明だけではわからな  
い点がありますが、閣議の決定は私の  
聞いておりますところによりまして、  
生産については通産大臣が所管し、安  
全性については運輸大臣が所管する、  
こういう裁定であつたように聞いてお  
ります。そこで今あなたは協議してや  
るとかいろいろ十條の六項の規定を  
そこに適用するといふふうにおつしや  
つたと思つておられるが、閣議の決定の方  
は、裁定の條を逸脱しておるといふ  
ふうにお考えます。その点も今あなた  
のおつしやつたような意味に解釈する  
ならば、やはり特殊な例といふもの  
がなければならぬと思つておられる  
という点についてもう一度御説明を願  
ひたいと思つて

○大庭政府委員 お答えいたします。  
生産面について全面的に運輸省が  
ツチするといふ御説明を申したとす  
れば、それはあまりでありまして、  
決して私はそういうことは申し述べ  
ていないのでありまして、ここに第二  
項に「航空機を生産する工場」  
生産施設に関する証明は、通産大臣、  
第三項に「生産過程における検査につ  
いては、(イ)生産技術検査は通産大臣  
の所管とし、(ロ)安全性検査は、運輸  
大臣の所管とする」といふこと  
ありまして、この安全検査と  
いうものについては運輸大臣が所管す  
る範囲内でありませう。その範圍を逸  
脱する法文はないし、またその範圍を逸  
脱して実施しようとも運輸省は考へて  
いないわけでありませう。現在このきめ  
られた範圍内でやつて行きたい、しか  
しこの生産過程につきましては、先ほ  
ども申しましたように、ただ航空機の  
専門の工場だけなしに、その素材あ  
るいは部品の工場までその安全性の檢

査は運輸大臣の所管だ、検査担当官は御承知のように四項に従つて来る。しかしその未項にありますが、検査規則、検査標準等は運輸、通産共同の省令において厳密に詳細規定する。その範囲で注文をつくり、その範囲において実施する考えでいるわけでありませう。さう御承知を願います。

○加藤(憲)委員 安全性の検査が部品にまで及ぶという考え方は、われわれはどうかとわからないのであります。素材と部品と区別されて素材までは安全性の検査をしないが、部品はするということでございます。今日部品というものは加工されたもので、素材というものは加工されたものでないというふうな解釈でありますならばこれはまことに十九世紀的な素材というものの考え方であるというふうには思つておられます。今日の部品というものは、この資料を見ましても、単にジュラルミンというふうなものでなくて特殊合金、いわゆる稀元素、稀有金属物まで使つた特殊合金の生産工程というものは、先ほど玉置委員のおつしやつたようなそんな単純なものではないわけでありませう。私が特殊合金等を含む素材の生産の重要性ということを通日來申し上げますのは、この特殊合金の性能が飛行機の場合においては非常に重要性を持つておられることを強調したわけでありませう。部品についても単純なものがあります。しかもその部品は一つの規格に基づいて各航空機共通に使えるものが今日おそろく生産されるであろう、大量生産というものを考えますときに当然そういう生産の行き方がとられるであろうというふうな考えをわけでありませう。従つて部品はことごとく

ち入つて検査をするという考え、もし立すういう閣議決定が行われたとしたら、安全は運輸省が所管するといふ原則とはなほ遠いことになるわけでありませう。安全性々々と言われますれば、やはり物の生産といふことは、能率的な生産といふことを非常に重視しなければならぬわけでありませうが、そうした生産の問題を考えたとき、ただ安全検査といふことだけを運輸省が考えておられるのではないかと、さういふふうに思つておられます。私は一つの近代的な工業におきまして生産といふものは、やはり一貫した方針がなければならぬといふふうに思つておられます。先日来例にとられました船舶の製造あるいはまた車両の製造が運輸省において所管されると言つておられますけれども、しかしこの問題は今日生産の面においていろいろの障害を来しているといふことを私も聞いておられるわけでありませう。生産者の側から行きますれば、はなはだ迷惑千万な問題であると言つておられるわけでありませう。そこで一つのそういう生産の面において考えますときに、航空機製造工場というものが一体どこまでが航空機製造工場であるかといふことを考えなければいけないと思つておられます。航空機に必要な一切の構成部品等を製造する工場は、すべて航空機を製造する工場であるといふふうに考えられるかどうか、その点を一応承りたいと思つておられます。

○佐々木(秀)政府委員 答えたいと思います。先ほどの加藤委員の閣議決定に反しているじやないかという事柄の御質問であります。先ほど航空庁

長官から答えがあつた通り十條の四項を見ましても「航空庁長官は、第一項の申請があつたときは、当該航空機の強度構造及び性能が、運輸省令で定める安全性を確保するための技術上の基準に適合するかどうかを検査し」ところはつきりなつておるのであります。これは、たゞ形に出た、飛ぶ過程になつた航空機のみならず、これが安全だといふような、そんな危険な航空機証明は出せないであります。要するに「製造の過程において」といふことは、これは部品にまで及ぶといふことは航空機製造に携つて来た人の常識でありませう。造る技術にいたしても、でき上つた鉄板一つを見ましても精密に調べ、その強度がどうであるかといふような検査までもしなければ、はたしてこの部品が航空機に適合するかどうかといふことの確証はつかぬのであります。ことに航空機などというものには、数方箇の部品の総合的組立てによつてなされるものでありまして、部品の強度、あるいは性能その他すべてに確信を持たなければ航空機の安全性といふものを保証するわけには参らないのであります。同時にまたたいては生産の能率といふことを考えないで、単に安全性のみを考えているんじゃないかという御質問であります。私ももちろん能率といふことも考えなければなりません。多量生産といふことも考えなければならぬ。しかしながら、第一に安全性である。その次にい

は、第一に安全性である。その次にい

で、これは航空機のほんとうの使命を達成した航空機とは申されないのでありませう。私たちはまず安全性といふことから考えますと、この部品の検査をやつて、さうして確証を得て、その組立てによる航空機に対して航空証明を出すといふことではないと私は自信のある検査証明とはならないと私は考えます。それからまた航空機製造といふものは、どこまでがどうで、どこまでがどうだといふお話であります。先ほど私が申し上げました通り、さういふことを考えますのがゆえに、当初におきましては、航空機は製造検査一本でなければならぬといふことを私たちが申して来た。加藤委員の考えはおられる通りでございます。これはやはり今日なお私たちは航空機に関する行政は一本であることが理想だといふ考え方は何らかわつていないのであります。

○加藤(憲)委員 私がこの際ばかりしておきたいことは、やはりこの法文によつて一切のことが処理されるものであると考へておられるので、閣議決定といふものもその陰にあるといたしまして、やはりこの法文と合致しない場合には閣議決定といふものが権威のないものであると考へる。そこで先ほど承承りました当該航空機といふ言葉が使つてありますが、当該航空機の中にはいわゆる部品等が含まれておられるかどうか、さういふ問題について先ほど来いろいろの面から伺つたわけですが、この点については法律的な解釈を一応明らかにしたいと思つておられます。法制局はおかれませんか。お

解釈をまつまでもなく明らか問題がここにあると思つておられます。たゞいま航空機製造工場といふものの範囲について承つたわけですが、私は第二條に、この法律において「航空機」とは明らかにかつたつてあります以上、私はやはりこの航空機の製造といふものは、この第二條の航空機の定義に従つて、それがいわゆる航空機の製造である。部品はまたこれは別個のものであるといふふうな解釈しなければならぬものであると思つておられます。

第十條第六項の規定からしまして、当然完成された航空機を想定して規定してあるのであつて、これは曲論するわけには行かないと思つておられます。そこで私はこの閣議決定といふものが今佐々木政務次官あるいは大庭航空庁長官が言われたように、部品にまで検査が及ぶといふことになりませうと、この法文に現れた文句と閣議決定とは合致しておられないといふふうに考へるわけでありませうが、この点から一応佐々木政務次官なり大庭長官からお答えを願いたいと思つておられます。

○佐々木(秀)政府委員 先ほど申し上げました通り、いわゆる法律の文案から見ましても、強度、性能、構造等を検査しなければならぬといふことは、條文にはつきりうたつてありますので、部品から検査したものでなければならぬといふ考え方は、毫もかわつていないのであります。

○加藤(憲)委員 いや、私がお尋ねしているのは、航空法案の法文と、今あなたの言われた考へとは合致しておられないといふことをお尋ねしたのであります。

○佐々木(秀)政府委員 合致しているのであります。



○加藤(委員) 合致しているとおつしやつても、これは法律家でなければ御答弁できないかもしれないけれども、第二條に航空機というものについて定義があります。それから第十條六項に「当該航空機」というようになっておきます。そこで航空機の生産というものがおのずから明らかになつておつて、部品というものは航空機ではないと二條で規定してあつて、航空機製造工場というものの範疇の中には、部品の製造というものに入らない。また第十條六項の「当該航空機」というものの中には部品は加わらない。そこで第十條六項、七項の検査が行われる場合のいろ／＼な規定であります。その場合に佐々木政務次官は部品にまで入つて検査をしなければ安全性が保障されないとおつしやいますが、しかしながらこの第十條の全項を通覧しまして、そういう検査を部品にまで行つてもいいという條項がどこにもない。常識的にそういうふうな考えをという意味にしかとれないわけですね。佐々木政務次官なり大庭航空長官はこの法文のどういう解釈によつて検査ができるというふうにお考えになりますか、その点をお伺いしておきます。

○佐々木(秀)政府委員 加藤委員の当該航空機というそのものの考え方と、私の考え方と根拠から違つておるようであります。加藤委員のおつしやられることを聞いておきますと、当該航空機というのは、形の整つたものだというふうな考えでおられるようでありまして、私たちの航空機というものは、ことに部品の総合的な組立てによつて現われた形そのものを航空機というふう

うに考えております。そうした考えを持っておりますので、今日私といたしましては部品の総合的な組立てによる航空機という考えを持つております。なおいろ／＼意見の違いもありまして、このことにつきましても、法文と私たちの申し上げておることとは決して相違をしない、こういうふうな考えでおります。

○尾崎(末)委員 関連して質問したいと思ひます。関連質問で今の点をほつきりいたしておきたいと思ふのでありますから、あらためて御答弁をお願いいたしますのであります。いわゆる四月二十六日の閣議決定の一、二、三、四、五、六、七に関する問題に關しましては、実はこういう委員会等でありまして、実はしたくないのであります。これは、先日運輸委員会におきまして、野党の諸君から閣議決定云々といふことは身軽間のことであつて、われわれ野党には関係ないのだ、こういうことで私自信がとつちめられましたけれども、あまり言いたくないのであります。申しますならば、一例に引いて申しますならば、一例に引いて申しますならばという前提で、今の問題はこういうことになるのではないかと、このことを御質問申し上げてみたいのであります。この閣議決定の三の(イ)のところ、生産技術検査は運輸大臣の所管とし、(ロ)安全性検査は運輸大臣の所管とする、こうなつておられますが、生産技術検査というものは何をさすか、安全性検査というものは何をさすのか、これをはつきりすれば、この問題は当然論議の余地のなくなることはもとよりであります。そこでこの問題がどこから出て来たかと申しますと、国際民

間航空條約の附屬書八の第三章三・一・二、これから出て来るようであります。これは條約の第十三條C項によりまして、日本は国際民間航空條約を遵守するといふ約束を結んでおるのでありますから、これから出て来るおことは当然であります。そこでこの附屬書八の第三章の三・一・二をひとつ読んでみます。航空機がすべての重要な点で承認済の設計に合致してあり、またその製造及び組立が良好であることを決定するためには、その国が承認した検査制度に従つて製造工程中に航空機を検査しなければならぬ。これが安全性検査なのであります。これは私は専門家にただしたのであります。私が、法文の上から見てもはつきりすることだと思ひます。国際民間航空條約の本條約の第三十一條に、航空機はその国が認めたる耐空証明書をなければ飛行してはならない。この限定してある。これが前提となつて国際民間航空條約の附屬書第八の第三章、これにかかつて来ておるようであります。従つて閣議決定を引例いたしますならば、この閣議決定第三項の(イ)と(ロ)の生産技術検査と安全性検査とをうなりますと、製造工程中における検査は安全性検査に入つておることはきわめて明白であります。この点ひとつ、そうであるかどうか、政府当局にも御答弁願ひたい。

○佐々木(秀)政府委員 まつたくその通りであります。

○加藤(委員) 私は閣議の裁定がどうであるかそんなことは一向かまいません。ただ閣議決定と法文に表われた表現とが違つておるといふことを申し上げたのであつて、一体当該航空機

というものは、この生産過程における部品までを含めておるといふ解釈はここから出て来ないではないかと言つておるわけでありまして、しかしこれ以上この問題について押問答をいたしましても無益であります。ただ私がなぜこの問題を繰返して質問をするかと申しますといわゆる生産過程における二重検査の弊害がここに現われて来ると思つておるからであります。第六項の規定から考えましても、通商産業省の職員に行わせるということになつておりますが、それは航空庁長官が指揮監督をするというふうなことで、今日のお役所役人の考へ方から従来のやり方を見ておると、おそろしく二重検査の弊害が非常に現われて来るといふふうな思つておるからであります。私昨日もある航空機を製造しようとしております会社の技術者を担当しておる人に会つて聞きましたが、そういうことをやらされてはわれ／＼はかなわぬ。そのために生産が非常に不能率になるおそれが多分にある。こういうことを言つておつたわけでありまして、そこで私は運輸省の、生産の面にまで入つて一々こまかく個々の部品についてまで検査しなければならぬという考え方が、今日の新しい時代の工業生産においては間違つておるはしな

いか、こういうことを指摘したわけでございます。この問題は将来大きな問題として残るでありませんが、私はこの点を今日明らかに指摘しておきたいと思つておるからであります。先ほど佐々木政務次官は、こまかく部品にまで入つてわれ／＼が責任を負わなければならぬとおつしやいましたけれども、私は今日の工業はやはり生産者自身が責任を負うという建前であればなら

ない。ただその播種時代においては技術が未熟なるがゆゑに検査をする、こういうことになりましよう。しかしながら検査する人自身が技術が未熟でありますならば、それは何にもならない。ただ検査のために意見が食い違つて、しかも二重検査によつて行われるときに検査する人の間の意見が食い違つて在再日を送る、非常に非能率になるといふ問題が今後しばしば起ると思ひますのでこの問題は政府当局においても十分考へてもらわなければならぬ問題であると思ひます。いたずらにお役所のセクト主義によつてなわ張り争いをせらるべき問題でない。同じ政府の間でこの仕事はこちへよこせとか、おれの方のものだとかいつて争うべきものではない。いわゆるセクト主義からそうした争いをいたすにすることを厳に慎んでもらいたいといふことを申し上げたいのであります。

そこでお聞きしたいことは、せんだつて航空庁長官が、工場に立入り検査を行うのは検査官たる運輸省の職員を監督するためだとおつしやいましたか、その通りでありますか、御答弁願ひたいと思ひます。

○大庭政府委員 航空法の十條にありますが六項並びに七項の項目によりまして必要に応じてはそれらの検査官の指揮監督をする建前上工場に入ることがあり得ると考えております。

○加藤(委員) 運輸省の職員の仕事のやり方を監督するための規定であるといふことですが、そうなりますと、会社工場の帳簿書類その他の物件を検査するといふことはあまり必要ではないと思つておるのですが、その点はどうですか。

○大庭政府委員 先ほども御説明申しました通りに、閣議決定できめられた線というものはつきりしているわけであり、従いましてその線の範囲内において運輸省が実施する、またその範囲を厳守するというには何らかわりのなく、私もこれについては行きたいと考えているわけであり、さう御了承願います。

○加藤(總)委員 大庭長官は通産省の検査官に協議して立ち入るといふように御答弁になりましたが、この点は少しおかしいのではないかと、この点は航空庁長官のみならず指揮監督する職員に対して協議するといふことはどういふことになりませうか。指揮監督されるものが協議を受けるといふことは理論上からも実際上からも成り立たないではないかと、さう思いますが、その点はどうか。

○大庭政府委員 航空機の製造工場がどういふものであろうか、その総体的な監督は閣議決定によりまして通産省側にあると私たちは考えているわけであり、従いまして通産省の検査官といふものは二重人格者なんでありまして、一応私どもの運輸省が実施する面は安全検査といふ面だけであります。従いましてその検査官の監督上立ち入る場合には二重人格者ではありませんが、通産省側の検査官の立場というものを尊重いたしまして、それと協議するといふ建前をとつてやつて行きたいというように、二重人格者であるためにさういふような問題が起るかと思

○加藤(總)委員 これは検査官に協議するといふことですか、その点がはつきりしない。あなたが指揮監督せられる通産省の検査官に協議するといふことは、どうもよくつかないとも、実際からいっても、それは協議にはならぬと思ひます。それからまた法文には、通産省に協議するといふことになつておられます。あなたは検査官に協議するといふことでは、あなたがおつしやつた通り、検査官に協議するの、通産省に協議するの、その点をはつきりしていただきたい。

○大庭政府委員 本件に關しましては航空法の通りでありまして、細部につきましては、十分に御意思に沿うように覚書をつくりまして実施したい。先ほど、また先日申しましたことは、その覚書を両方で今後実施して行こうといふ一つの方針につきまして、一応こうしたらよいのではないかと、さういふ方針を申したのであります。それにつきましては、覚書を交換いたす際に十分検討いたしまして御趣意に沿うよう

○加藤(總)委員 今おつしやつたこととわかりました。さうすると検査官に協議して立ち入るといふことは誤りで、通産省に協議するといふことですか。直接検査官に協議するといふことではないわけですか。

○大庭政府委員 法文の條項はさうなつていますが、それが現場同士でいろいろ話もあることで、また実施する面においては急速に必要な場合も起るのではないかと考えられるわけですが、細部につきましては、先ほども御説明申しました通りに、運輸省側と通産省側とを考へておられるよう次第であります。

○加藤(總)委員 今あなたが御答弁になつたようなやり方でありませうならば、協議するといふこの意味がわかるのですが、あなたが過日も言われましたが、先ほども言われました通り、通産省の検査官に協議するといふことでは、今緊急の場合もあるとおつしやいませう、やはり法の建前は守らなければならぬのではないかと、何か一つの極限の拡張をやるというところ、いわゆるセクト主義がさういふところにも現われて参りますならば、結局通産省と運輸省との間がうまく行かないといふことにもなつて来ると思つておられます。私は、この法律の條文は明確に守つてやつてもらわなければ、將來いささか問題が起るのではないかと、今まで運輸省側がいろいろの生産と運輸の一元化といふことを強く主張しておられますが、その根拠として船舶、鉄道、車両等の生産行政を運輸省でつかさどつておられることを例にとられました。私は、この船舶、鉄道といふものと、飛行機といふものとはおのづから明らかな区別があると思つておられます。この素材にいたしましては、部品にいたしましては、非常な高性能を要する飛行機に使うものと、船舶、鉄道に使うものとでは違ひがあると思つておられます。さういふ点で今後の飛行機の素材の生産あるいは部品の生産の問題は、やはり生産行政を従来つかさどつて来た通産省がやるのが妥当ではないか、さうしてまたそれを生産する過程

において二重監督の弊害に陥つて不能率になつたり、また生産者に非常な迷惑をかけることになつては、円滑なる航空機事業の發展を期せられないといふふうに考へておられるわけでありませう。そこで最後に一点通産省側に承りたいことは、最近船舶、鉄道車両の生産行政が運輸省に一元的にあることについて、生産者側からいろいろ意見も聞いておられます。私も直接聞いた場合もありませうので、おそらく通産省としても聞いておられるのではないかと、特機工業を主としておられます機務局長として、さういふ船舶、鉄道車両の生産行政の行き方について、業界にこれでは困るといふ意見があつたかどうか。あるいはまた機務局長としてはどういふふうに考へられるかといふ点について承りたい。

○佐枝政府委員 お答え申し上げます。船舶車両が運輸省の所管になつておる点につきましては、いろいろと明治以来の慣例によつてさうなつておるのだからと思ひます。但し船舶、車両と申しましては、実は車両につきましては、鉄道車両は国鉄關係が最大の需要者であるといふ關係、ことに国鉄自身で大きな自家修理工場を持つておられるといふ關係でさうなつておられる現在におきましては、船舶、車両以外のいわゆる産業車両、たとえば鉱山等に使はれる産業車両はすべて通産省の所管になつておられます。これらにつきましてはいろいろ業界からお話のような意見もございました。われわれは所管を争ひをすることはあるでございませうから申し上げたくないであります。ただ通産省の公式の意見といふことで

なく機械行政を担当しておる一局の長としてどう思ふかといふことをお尋ねでございましたが、われわれの希望としては、それらは機械工業でございませうから、一本にするのが何かと便宜になることが多いかと存じております。

○加藤(總)委員 私の質問は大體これで終ります。今まで船舶の生産行政が運輸省に一元的に持たれておるといふ問題は、明治以来の慣例であるといふお話がございましたが、私が先ほど申上げました点もその点を指摘したわけでありませう。前回の村上運輸大臣の見解にしましては、先ほどの佐々木政務次官の見解にしましては、私は今日の新しい精密工業に対する認識が足りないといふふうに考へるわけでありませう。素材から部品、それらのものが今日には最も良質で高性能なものでなければ、近代的な機械工業といふものは成り立たない。ことに飛行機の場合におきましては何か素材といふものが単純なもので、部品あるいは組立品が複雑な工程である、むずかしいものであるといふ考へが私は根本的に間違つておると思つて申上げました。でもなく、飛行機の素材といふものがいかに重要なものであるかといふことは今日常識的に考へればわかることではございませう。しかもそれが他の産業と一貫した一つの素材として、あるいはまた部品についても他の産業といふいろいろな面を關係して来るものでございませう。それで、他の産業の場合には通産省が所管する、飛行機の部品に限つては運輸省が所管する。今日は所管になつておられませんけれども、所管をしたいと思います。運輸省側の強い希望が出ておりますが、さういふ考へでは、日

昭和二十七年五月三十日

本において新しい航空機工業にしましてもその他のこれからの起つて参ります高性能を必要とするところの工業生産に十分指導監督あるいは育成する行き方にはならないと考えるわけでありませぬ。所管争いをし、二重監督をやつて、いよ／＼複雑にして生産者を困らせるという結果に陥ると思ふ。この古い十九世紀的な考へ方をやめていただいて、政府が一つの所管でなければ自分の方は責任を負えないという考へ方ではなくして、共同の責任の上に立つて将来航空機製造事業の発展並びに航空事業の発展のために努力してもらいたいということを私は強く希望するのであります。私はいろ／＼な点で閣議の裁定の問題を質問しましたけれども、これは私の関知するところではありません。閣議裁定にこだわつて、その閣議裁定が非科学的な妥協の上に立つてとられたならば、将来この航空機事業の上において非常な障害になるといふことを十分注意していただきたい。これをくれ／＼も希望する次第であります。

○佐々木(秀)政府委員 今までお答えいたしましたところによりまして、非常に誤解しておるようでありますので、この点をほつきりしておかなければいけないと思ひますので私の考へを申し上げてみたいと思ひます。セクシヨナリズムで、運輸省がしなければならぬというよふなことを私たちは決して一回も言つたことはないものであります。要するに航空機の製造、運輸は、どこの省でもよいから一本にしなればならないというのが私どもの考へ方でありまして、決してセクシヨナリ

ズムではありません。それからただいま機械工業に対する御発言がございまして、これとも政府が同じ政府であるならば、通産省で製造しなければならぬ、機械精密工業としてよいものができないという考へ方は、逆に、ならば同じ政府であつて運輸省でやつたならば生産が上らないかどらうかというところについては私は疑問を持つております。その設備と技術と、あるいは資金の面において総合的な生産が確立されたならば、通産省であろうが運輸省であろうがどちらにおいても、同じ政府のものであると思ひます。航空機に對しまして、ただ単に運輸省にしたいからという考へ方ではありませぬ。私自分のことを言つては失礼ですが、航空機生産事業を今日までやつて来た経験者として一つの信念を持つて発言して参つたのであります。御一考願ひたいと思ひます。

○加藤(義)委員 佐々木政務次官の発言はどれも少しおかしと思ひます。どこの省でもよいから一貫してやりさえすればよいということですが、一体物の生産はどこでやつておりますか、これは通産省がやつておるわけですか。私は通産省委員だから通産省の肩を持つわけではございませぬが、航空機のような多角的な非常に高度な総合工業は、やはりその全生産過程においてその生産を所管する省が責任を負うべきである、またそうしなければ将来日本が航空機を多量に生産する場合に支障が起るといふことを申し上げたのです。あらゆる工業生産をつかさどるものは原則として通産省でありますから、私は通産省が生産の面においてこ

れを所管し、全責任を負うべきであるという議論で言つてゐる。どこでやつてもいいという議論はおそらく成り立たぬと思ひます。今佐々木政務次官は、航空機は安全性の面において運輸省が所管するから運輸省がやつてもいいではないかという議論をされましたが、それははなはだ粗雑な、いわば今日の複雑な工業の時代の考へ方ではないといふやうに考へるわけですね。それが先ほど来指摘した点でございませぬ。○佐々木(秀)政府委員 私はどこでもと言つたことは、今の立場においては運輸省が通産省かと言われる限界になつてゐると思ひます。同時に航空機だけが形がかわつて、両省の共管になるということに對しては加藤君と同感であります。一本にしたいのであります。同時に今日までの日本の航空機の製造過程あるいは行政部門を見ましても、運輸する責任者が製造の責任を持つて来たということについては、今日かわつたのであります。戦争中における軍需省といふものも、これは今の通産省の建物であります。軍が飛ばすから軍が責任を持つて製造し、軍が責任を持つて検査して来たのであります。航空機の今日までのあり方はずつと一貫してやられて来たと思ひ考へておられます。

○加藤(義)委員 今軍需省が航空機の生産を一貫してやつたとおつしやいましたが、その当時は日本の生産が一切戦争目的遂行のための生産に集中されたので、そこで軍需省でやつたわけでありまして、別に飛行機だけをやつたわけではございませぬ。私は将来航空省ができればまた別でございませぬけれども、今日運輸の面だけを担当する運

輸省が生産の面まで深く入るといふことは間違ひではないかということをつた。軍需省がやつたのはおのずから問題は別ですから、佐々木君は御承知の上おつしやつてゐると思ひますけれども、それだけ申し上げておきます。○玉置(信)委員 私は加藤委員の御質問の検査の面に關連して一言お尋ねをしたいと思います。加藤委員の近代工業は一貫した生産過程をたどるべきであるといふやうな御意見は、私もまつたく同感でございませぬ。精密な工業にはおのずから規格といふものをつくらなければならぬことも申すまでもないことでありまして、そこでそのために工業標準化法といふやうなものをつくつて生産技術上の基準を定める必要があらうと思ひますが、道産省においては、工業標準化法といふものに対して準備が出来てゐるかどうか。ありますれば、これが具体的な御説明を願ひたい。

二番目には、製造法の施行に伴う通産省令は一体どの程度準備されてゐるか、こうしたものについての具体的な御説明を願ひたい。三番目には、工業標準化法ができることすれば、通産省所管の検査はこの法律によつて検査をすればいいのじやないかと思ひますが、いかがでありますか。第四番目は、先ほど来加藤委員もいろ／＼指摘された中に、二重検査は非常に弊害を生むものであるといふことがありまして、そこで通産省、運輸省の所管の面において争ひが起りはせぬかといふことを申されたが、これは私

でありまして、だれが見ても二元的な行政の面にはこらういふ杞憂が伴ふことは当然であらうと思ひます。最終における佐々木政務次官との質疑応答から見ましても、私どもが指摘申し上げた点が明らかに現れて来ておられます。従つて私どもも申上げてゐる二元行政の複雑性を講呈してゐるのみならず、将来行政の面において非常な非能率的な面が現れて来るということを指摘したのですが、重ねてこの点についてもお答え願ひたいと思ひます。○本間政府委員 お答えいたします。法文上の解釈につきましては、それぞれ専門家がおりまして、しつかりした解釈が明確になることと思ひますから、そこでお聞き願ひたい。工業標準化法は、部品及び機械のいろ／＼のものを決定いたしますときにも、もちろんこれを利用して、活用いたしたいと思つております。この委員会御指摘がありましたように、担当官がかわつて技術上の基準がかわるといふことになれば、製造業者にとって必要な混乱を招くことになりませぬから、航空機工業の健全な発達を促しますためにはぜひとも避けなければならぬことと思ひます。それから私ども非常に避けたいと思ひますことは、製造工場が二重の監督を受けてめんどうなことになると思ひます。当然航空機工業の発達に障害になるわけではございませぬので、この点は法文に従つてできるだけ運輸省と協調いたしまして、製造業者にそのよふな迷惑を及ぼさないように善処したいと思つております。工業標準化法をどういふように活用するかといふ面につきましては機械局長からお答えさせていただきます。

でありまして、だれが見ても二元的な行政の面にはこらういふ杞憂が伴ふことは当然であらうと思ひます。最終における佐々木政務次官との質疑応答から見ましても、私どもが指摘申し上げた点が明らかに現れて来ておられます。従つて私どもも申上げてゐる二元行政の複雑性を講呈してゐるのみならず、将来行政の面において非常な非能率的な面が現れて来るということを指摘したのですが、重ねてこの点についてもお答え願ひたいと思ひます。○本間政府委員 お答えいたします。法文上の解釈につきましては、それぞれ専門家がおりまして、しつかりした解釈が明確になることと思ひますから、そこでお聞き願ひたい。工業標準化法は、部品及び機械のいろ／＼のものを決定いたしますときにも、もちろんこれを利用して、活用いたしたいと思つております。この委員会御指摘がありましたように、担当官がかわつて技術上の基準がかわるといふことになれば、製造業者にとって必要な混乱を招くことになりませぬから、航空機工業の健全な発達を促しますためにはぜひとも避けなければならぬことと思ひます。それから私ども非常に避けたいと思ひますことは、製造工場が二重の監督を受けてめんどうなことになると思ひます。当然航空機工業の発達に障害になるわけではございませぬので、この点は法文に従つてできるだけ運輸省と協調いたしまして、製造業者にそのよふな迷惑を及ぼさないように善処したいと思つております。工業標準化法をどういふように活用するかといふ面につきましては機械局長からお答えさせていただきます。



それから技術上の基準を決定する場合のいろいろな準備をいたしておりますが、これは通産省にできる審議会の意見も聞きまして、その上で永続性のある基準をきめたいと考えておりますが、細部の点につきましては機械局長から答弁いたさせます。

○佐枝政府委員 補足してお答えいたします。工業標準化法に基きます規格、これはわれ／＼も航空機製造法の施行につきましては十分利用して行きたいと考えております。ただ標準化法の規定では、規格を強制するという規定はございません。実は私も最初立案の際、この標準化規格をきめて、これをこの法案の中に織り込んで強制するという規定も考えたのであります。が、いろいろの事情からこれはとりやめて、現在のような形になつております。お話の通り、十分これは活用して行きたい。但し強制規定もございませんので、これによれば、われ／＼の方の法案のある分は不要に期するのではなにかという御意見であります。そういうことはございません。製造法の施行準備につきましては、お話のように公布の日から発行する建前であります。おそくも九月の終り、ある分は十月過ぎに完全に施行されることになると思ひます。特に製造修理、その設備方法あるいは検査の設備方法、そういった技術上の基準という点に重点を置いて、目下せつかく施行準備をなしておる次第であります。

○岡村委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来月二日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午後零時三十二分散会

昭和二十七年六月七日印刷

昭和二十七年六月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷廠